

議会からの新年挨拶（平成17年町広報1月号掲載）

日頃から議会に対しまして、温かいご理解とご協力を頂き、心から厚くお礼申し上げます。

- ・わかりやすく、すみやかに説明ができる議会
- ・活発な議論ができる議会
- ・政策的な提案のできる議会をめざして、皆さんの期待に応えるべく積極的に議会活動を進めております。

さらに『開かれた議会』を目標に種々改革を進めております。 去年は、気軽に見られる議会をめざして、取りしめる規則から「歓迎する傍聴規則」に改正いたしました。

また、議会・議員の活動が、皆さんにより理解しやすいように、そして、議会活動の資質向上のために、『議会・議員の評価』システムをスタートすべく検討もしております。

合併特例法の期限(平成17年3月)がせまり、厳しい最終判断の報道が多くなってきました。順調な経過で合併に至った市町村、いろいろな問題の調整がつかず解散、破綻となった市町村、どちらにしても結果的には、将来にバラ色の夢とはいかない苦汁の選択となっております。

松前町との合併協議は、不調に終わってしまいました。協議では、隣町といえども、ここに至る経過と現実の背景は、大きく異なり、合併協への認識(期待)のズレがあり、議論がかみ合わないことがよくありました。どうしても、財政主導になり、『心一つになって』新しい町への広範な展望を語り合うには、期間が短く、残念ながら多くの不安は払拭できませんでした。このことから、少なくとも一期四年間については、議決に至る対等な議論ができる環境が必要と願いましたが、それぞれの思いに大きな隔たりがあり、理解が得られず調整がつきませんでした。

合併をするには、

- ・一つになった時に一体的意識が持てる。
- ・財政を含めて、隠さず議論をする。
- ・過去から現在に至る状況をお互いに尊重できる。
- ・合併をすると財政が豊かになるということではない、合併と同時に大改革をしないと破綻する、……といます。

合併そのものに絶対反対するものではありません。 しかし、合併するにしても、お互いに自立をする厳しさをもつてのぞまなければならない状況だと思います。

合併することが目的化していないか、合併は「手段」であって「目的」ではない。目的は、いかに地域を再生し、繁栄させるかであろう。しっかりと設計と「魂」の入った構想力が必須であります。

昨年十一月開催された『地方分権推進総決起大会』で大会長である梶原全国知事会会長(岐阜県知事)が、

- ・集団、結束、行動---三つの力を確認
- ・地方への軽視、無視、蔑視、差別には---地方一揆

・地方が変わらなければ国は変わらない

と地方六団体を代表して地方の団結と決起を強く訴えました。

「地方分権」「合併特例」「構造改革」「三位一体改革」と続く国の大改革は、なぜしなければならぬのでしょうか？それをしっかり認識しここに至った反省を充分にして、問題を先延ばしすることなく、「地方自治体としての気概をもって」将来に向かって一步一步着実に前進しなければと思います。

『地方分権』とは、『住民自治』の仕組みを作り上げる手続き。『住民自治』とは、地域のことは地域の人々が皆で考え、責任を持って決定すること。合併論議を機会に、住民・行政・議会が、それぞれの本来の役割、責任を自覚しなおさなければなりません。

新年度から合併新法がスタートします。国の動向を見極め、広域的な行政課題解決のために、機能的な連合形態や合併形態を視野に入れながら、町民一丸となって、この難局を乗り切っていかなければなりません。

町民の皆様のご多幸とご健勝を心からご祈念いたしまして、新春のご挨拶といたします。